

令和2年6月12日

報道関係各位

佐倉市企画政策部広報課

情報提供について

平素より当市の広報に多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございます。
下記のとおり情報提供いたしますので、よろしくお願いいたします。

記

佐倉市高齢者安全運転支援装置促進事業の申請受付開始について

日時：令和2年6月15日（月）

場所：高齢者福祉課

内容：高齢ドライバーの交通事故防止及び事故時の被害を軽減するため、
後付けの安全運転支援装置の購入や設置の費用の一部を補助する事
業を開始します。

※詳細は別紙のとおりです。事前告知等についてご協力をお願いいたします。
取材を希望される場合は、お手数ですが事前に下記問い合わせ先へご一報ください。

【本件へのお問い合わせ】

佐倉市役所 福祉部 高齢者福祉課
(担当：佐久間・大野)

TEL：043-484-6138

FAX：043-486-2503

この情報提供は、各社にファクス送信しました。[送付枚数 3 枚 (本票含む)]

【送信元】佐倉市役所 企画政策部 広報課 TEL：043-484-6101 / FAX：043-486-8720

佐倉市高齢者安全運転支援装置 促進事業

令和2年度

65歳以上の方を対象に、後付け安全運転支援装置の購入および設置費用の一部を補助します
(※予算がなくなり次第受付終了)

▶ 補助対象者 ※①～⑤のすべてに該当する方

- ①市内に住民登録があり、申請時において満65歳以上の方
- ②令和2年3月9日以後に、安全運転支援装置を購入・取り付けし、支払いを完了した方(※補助金の交付申請は、令和3年3月31日までに申請が必要です。)
- ③有効期限内の自動車運転免許証を保有している方
- ④過年度分における市税を滞納していない方
- ⑤暴力団および暴力団員と密接な関係を有しない方

▶ 補助対象自動車 ※①～②のすべてに該当する自動車

- ①普通自動車、小型自動車または軽自動車で、自家用の用途に供する自動車(リース、レンタルを除く)
- ②自動車検査証の「所有者」欄または「使用者」欄に、補助対象者の氏名が記載されている自動車(※対象者氏名の記載がない場合は、誓約書の提出が必要です)

▶ 補助率・補助金額

● 補助率：1/2以内 ● 補助金額：上限15,000円

(※補助金額について、1,000円未満の端数は切り捨てとします。)

(※補助金の交付は、1人につき1台、かつ、1回までです。)

▶ 安全運転支援装置

下記の、国土交通省の性能認定を受けた後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置であって、自動車整備事業者・カー用品量販店等※で購入・取り付けした装置

※認定取扱事業者については、一般社団法人次世代自動車振興センターホームページの「後付け装置を取付ける店舗等の一覧」を確認してください。

	製造者等の名称	装置名
主な装置	トヨタ自動車株式会社	踏み間違い加速抑制システム
	ダイハツ工業株式会社	ペダル踏み間違い時加速抑制装置「つくつく防止」
	株式会社サン自動車工業	S-DRIVE 誤発進防止システム 2
	一般社団法人日本自動車車体補修協会	JARWA_S-DRIVE
	株式会社データシステム	ペダルの見張り番Ⅱ、アクセル見守り隊
	ナルセ機材有限会社	ワンペダル

※今後製造販売予定のもので、国土交通省の性能認定を受けたものであれば対象となります。

▷ 補助金額のイメージ

○障害物検知機能付き <例> 装置購入設置費 : 100,000円の場合

国 (購入時に店頭価格から値引き) 定額 40,000円	市 (補助率:1/2以内) 上限 15,000円	個人負担 45,000円
------------------------------------	--------------------------------	-----------------

【店頭での支払額 : 60,000円】

○障害物検知機能なし <例> 装置購入設置費 : 50,000円の場合

国 (購入時に店頭価格から値引き) 定額 20,000円	市 (補助率:1/2以内) 上限 15,000円	個人負担 15,000円
------------------------------------	--------------------------------	-----------------

【店頭での支払額 : 30,000円】

▷ 補助金申請手続きの流れ

1. 安全運転支援装置を取扱店舗で設置 (店舗に設置可能か確認→注文→取り付け→支払い)

2. 申請書類等を市へ提出

【提出書類について】

- ①申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ②自動車検査証の写し
- ③自動車運転免許証の写し
- ④安全運転支援装置の機能が確認できる書類(装置のカタログ等)
- ⑤安全運転支援装置の名称、補助対象経費、設置日が確認できる書類(納品請求書等の写し)
- ⑥補助対象経費の支払いを証明する書類(領収書等の写し)
- ⑦安全運転支援装置設置販売証明書(様式第2号) ※1
- ⑧安全運転支援装置設置に係る誓約書(様式第3号) ※2

※1 ⑦については、⑤または⑥に国のサポカー補助金適用の旨の記載及び適用金額、並びに、補助対象経費の記載がない場合に限り、取り付けした店舗に作成を依頼し、提出してください。

※2 ⑧については、自動車検査証の所有者欄(所有権が留保されている場合は使用者欄)に、申請者以外の方が記載されている自動車に装置を設置する場合に限り、提出してください。

3. 市から、決定通知書(様式第4号)と交付請求書(様式第5号)が郵送で届きます

4. 交付決定された方は、交付請求書(様式第5号)と、本人名義の口座番号が確認できる通帳等の写しを市へ提出いただくと、後日、補助金が指定口座に振り込まれます

▷ 申請受付期間・場所

○受付期間: 令和2年6月15日から令和3年3月31日まで(※郵送申請可)

○受付場所: 佐倉市役所高齢者福祉課窓口(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

<お問合せ> 〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市役所高齢者福祉課 043-484-6138(直通)